

陳 情 番 号	3
付託先委員会	文 教 厚 生 委 員 会
審 査 結 果 等	

令和8年1月28日

浜田市議会議長 様

住 所 浜田市日脚町

氏 名 宅和 保信

(団体名) 日脚9-1町内会

(代表者) 宅和 保信

日脚共同浄化槽の維持管理についての陳情について

【陳情の趣旨】

1 願意（議会に対して求めることを記入してください。）

- ・日脚共同浄化槽（日脚団地合併処理施設）を公共インフラとして認定し、行政主導で管理できる施策を検討していただきたいこと。
- ・日脚共同浄化槽を下水道事業の一形態として組み入れ、受益者負担が下水道利用者と同様な取り扱いとなるよう制度改善をお願いしたいこと。

2 理由（陳情に至った理由・背景などを簡潔に記入してください。）

- ・日脚団地共同浄化槽の維持管理については島根県・浜田市・日脚団地共同施設管理組合（以下、管理組合という。）で締結した協定書に基づき、管理組合が主体的な管理を担い、日脚団地住民は、管理組合の指示・指導のもと誠実に受益者負担に応じて参りました。

しかし、管理組合は運営主体であっても、浄化槽に関する専門技術も知識もない素人です。今日まで何とか運営をしてきたものの、設置後、40年が経過する老朽施設ともなれば、専門的管理能力が低い管理組合では故障リスクに対応することは困難になってきていると思います。

- ・団地住民の状況は、高齢化と世帯構成の小規模化で経済的弱者層が増えつつあります。世帯数の減少（住民の減少）は一世帯当たり（一人当たり）の維持管理費を雪だるま式に増やす結果を招きます。又、故障リスクの対応如何では、高額な修繕費が発生することも予測されます。住民には、どこまでお金がかかるのかという不安・心配が募るばかりです。

- ・利用者が管理組合を結成し、「自主的」に「連帯」して管理・負担する



という協定による維持管理方式（以下、協定書方式）は、見直しが必要と思います。市内の団地（笠柄、竹迫、汐入、石原など）には、同様な浄化槽が設置されていますが、協定書方式が機能している団地と日脚団地のように「家計を圧迫する程度」の受益者負担に喘ぐ団地が存在しているように思います。生活環境の保全、公衆衛生の向上のため共同浄化槽の整備は進められていますが、人口減少の進む将来を考えると維持・管理と費用のほとんどを団地住民が「受益者負担」とする制度のままでは、施設の保全は困難になると思われます。高価な設備を長く安定的に使用するためには予防保全が必要です。行政主導で予防システムを構築して欲しいと思います。協定書方式から行政主導へと転換されることを希望します。

・日脚共同浄化槽の利用料は高すぎると思います。月々に支払う利用料（修繕積立金を含む）は、下水道利用者より2～3倍ほど高く、しかも長年続いています。物価高で家計が逼迫している状況もあり、日常生活に欠かせない浄化槽の利用料は、できる限り安価にして欲しいと思います。福祉的配慮が必要と思っても、協定書には公的補助・助成の文字がありません。

・協定書は、修繕費負担の対象者を団地の土地所有者と規定しています。非居住（空き家）で浄化槽を利用しなくても負担を要求されますが、この取扱いは、社会通念に照らして問題があるのではと懸念を抱いています。又、修繕費負担では、負担割合のみを定め、負担能力に限界のある住民側にとって上限額が明記されていないことは大きな不安要因となっています。

・日脚共同浄化槽にかかる受益者負担の実態が、他の県・市・地区と比較して公正妥当な状態であるかどうかのご検討もお願いしたいと思います。

町内会では、住民が安心・安全に利用していくためには、行政が管理する「下水道」と同様な取扱いが最も相応しい形態と思っています。

・今まで県と市が関わる協定書だから住民が困らないように対応していただけのものとお任せの姿勢でした。何度か事務的交渉を行ってはきましたが、改善の兆しは見えてきませんでした。

令和5年度の一市議会では住民の一人が何とかしなければとの信念と勇気をふるい、日脚浄化槽の問題を訴えかけました。同席された議員様から一定の理解と助言をいただき、訴え続けることの必要性をご教授いただきましたと思っています。

町内会では、令和7年11月に住民集会を開催し、浄化槽問題を考え、解決のための議論をしてきました。又、アンケート調査で問題意識の深さを確認してきました。

そうした経過を踏まえ、今回の陳情に至っていることを申し添えたいと思います。

・最後に、日脚9-1町内会は、浜田市住民としての誇りを持ち、「安心と安全」が実感できる「住みやすい団地」を目指し活動する覚悟です。ご支援のほど、よろしくお願いします。